

サービス管理責任者実務経験要件

(平成 31 年 3 月 27 日改正 平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	第1 相談支援業務 ア 施設等における相談支援業務 ○地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体(知的)障害者相談支援事業 ○児童相談所、身体(知的)障害者厚生相談所、発達障害者支援センター、福祉事業所、保健所、市町村役場 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保険医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格(区分「第4」の※印参照)を有する者 (4) ア・ウ・エに就労した期間が1年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務	5年以上
	第2 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病室 ○障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○保険医療機関、保険薬局、訪問介護事業 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務 ケ その他これらの業務に準すると都道府県知事が認めた業務 ○市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	8年以上
	第3 有資格者 コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記第2の直接支援業務 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を取得したものと認められるもの(訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者) (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士(区分「第2」に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数参入不可) (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	第4 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分「第1」から「第3」の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	

※区分「第1」と区分「第3」は通算可

※当該業務に従事した期間と合わせて、下記日数も満たさなければならない。

「3年以上」：540日以上、「5年以上」：900日以上、「8年以上」：1440日以上